

自主防災組織を結成しましょう

問 総務課危機管理係 ☎62-6602

昨年8月の大雨の際には、自主避難所を開設し、地域住民へ早めの避難を促すなど、自主防災組織の活動が被害の防止につながった事例もありました。

自主防災組織を結成して、共助力を高め、自分たちの地域を守りましょう。

■北秋田市では現在 46 団体が結成されています

【主な活動内容】

- ・ 訓練、講習会等の実施
- ・ 自主防災組織用資機材整備
- ・ 緊急連絡網の作成
- ・ 危険個所の見回り



■自主防災組織の活動を支援する制度があります

【活動事業補助金】 (世帯数) × 200円 (最低5,000円)

【資機材整備事業補助金】 20万円 + (世帯数) × 1,000円 (最大40万円)

自主防災組織の活動の際には、ぜひご活用ください。また、結成や訓練等のサポートも行いますのでお気軽にご相談ください。

消 防 災 人

消防団 rescue.06

第6分団長 高橋 新

〔管轄区域：合川東、団員数：49人（10/1現在）〕

第6分団の団員の構成は、20代から60代の幅広い年齢層からなりますが、半数以上の団員が地域外に通勤する職業に従事し、新たな消防団員の確保に苦慮しています。私たちと一緒に地域の安心・安全のために活動してくださる方を募集しています。



問 お近くの分団員、消防本部総務課 ☎62-1119

令和5・6年度(定期年) 入札参加資格審査のお知らせ

申請区分

- ▽建設工事 ▽測量・建設コンサル等
- ▽物品調達および役務提供等

提出書類

北秋田市様式により提出ください。
※北秋田市様式、各種申請書の作成の仕方、添付書類については、市ホームページからダウンロードできます。

受付期間 ※土日、祝日を除く

令和5年1月16日(月)～令和5年2月20日(月)まで

有効期間 2年間

令和5年4月1日(土)～令和7年3月31日(月)

提出方法 ※持参・郵送どちらでも可

建設、コンサル、物品役務ごとにひもで綴り、提出してください。郵送の場合は、角2型封筒に入れて送付してください。(ファイルは不可)
※受付印が必要な場合は、受付受領用紙(任意)と切手を貼った返信用封筒または受領用はがきを同封してください。
持参・郵送どちらでも可(期限必着)

申請受付場所・お問合せ

〒018-3392 北秋田市花園町19番1号
財政課財政係 ☎62-6607 FAX 62-1131

国民年金加入者の皆さまへ

「1年の計は元旦にあり」お得な保険料の前納をご検討してみませんか？

■保険料の前納とは？

国民年金にご加入の皆さまは毎月の年金保険料を、原則として納付書で納めていただいておりますが、保険料をまとめて納付することで割引を受けることができます。

■(参考) 令和4年度における前納金額と割引額(口座振替の場合)

1か月(割引なし)		6か月前納		1年前納		2年前納	
保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
16,590円	—	98,410円	1,130円	194,910円	4,170円	381,530円	15,790円

※上記は令和4年度の金額であり、令和5年度の金額は2月下旬に厚生労働省ホームページで公表される予定です。

■お手続きのしかた

①基礎年金番号がわかるもの、②金融機関口座がわかるもの、③金融機関届出印の3点をお持ちになり、北秋田市役所(本庁国保年金係、各総合窓口センター)またはお近くの年金事務所にて、前納を希望する旨をお申し出ください。各窓口へ備え付けの「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」をご提出していただきます。

※現金前納またはクレジットカード前納を希望する場合は別途事前にお問合せください。

※保険料が一部免除された方は、口座振替の前納制度はご利用できません。

問 市民課国保年金係 ☎62-1118 / 合川総合窓口センター ☎78-2112 / 森吉総合窓口センター ☎72-3115
阿仁総合窓口センター ☎82-2112 / 鷹巣年金事務所国民年金課 ☎62-1490

空家無料相談会を実施します

【日時】 1月22日(日) 9時～12時

【場所】 大館市立中央公民館 第1・2研修室

【対象】 空家の所有者または自宅などが空家となる見込みのある方

【定員】 20名(1人30分程度)

【申込締切】 1月13日(金)

※相談会は、完全予約制です。

問 秋田県地域づくり推進課 ☎018-860-1237

出張くらしの相談会

多重債務、生活再建、ローンなど、日常のくらし全般に関する相談について応じます。一人で悩まず、まず相談。お気軽にお越しください。

【日時】 2月4日(土) 13時～16時

【場所】 北秋田市交流センター 第1研修室

※相談料無料。秘密厳守。事前予約制。

問 秋田なまはげの会 ☎090-3642-7557(小玉)

子どもが子どもでいられる街に

ヤングケアラーとは？

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。



家族を支えることは思いやりが育まれるなどのプラス面がある一方、次のような影響が心配されます。

- 学業 勉強や部活の時間がとれない
 - 就職 進路の選択を狭めてしまう
 - 友人関係 コミュニケーションを取れる時間が少ない
- 自分のことや家のことを話すのは勇気がいると思いますが、あなたの声を聞いて、サポートしてくれる人は必ずいます。周りでも気になる人がいたら、▲厚生労働省HP声をかけたり、相談窓口へ情報をお寄せください。

問 福祉課こども福祉係 ☎62-6638
児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120-189-783

※出典：厚生労働省ホームページ「子どもが子どもでいられる街に」
(<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/html>)
(令和4年11月22日利用)をもとに北秋田市作成